

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 平成29年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、綜合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組にも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方自治体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々の抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスでは、このような取組の重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている常勤弁護士に大きな期待がかかると考え、この事業への取組を充実させてきた。平成29年度における具体的取組としては、平成26年度に策定した司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえて、常勤弁護士による業務説明会を積極的に開催するなどして関係機関との連携を強化したほか、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士が他の常勤弁護士に1対1でノウハウなどについて個別指導をする実地研修などを行った。

今後も、司法ソーシャルワーク事業の拡充に向けて、さまざまな取組を行っていく予定である。

(3) 被災地への常勤弁護士の派遣

平成25年度から、常勤弁護士を東日本大震災の被災地に派遣し、被災地自治体の職員として被災地支援を行う取組を開始しており、平成29年度もこの取組を継続した。

平成29年度の派遣先は、岩手県宮古市、宮城県東松島市、福島県南相馬市で、自治体の施策に対する法的アドバイスなどを行った。

4-2 業務の概要

常勤弁護士がその重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法的サービスの提供を行っている。司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談の実施などを行っている。

4-3 常勤弁護士の配置

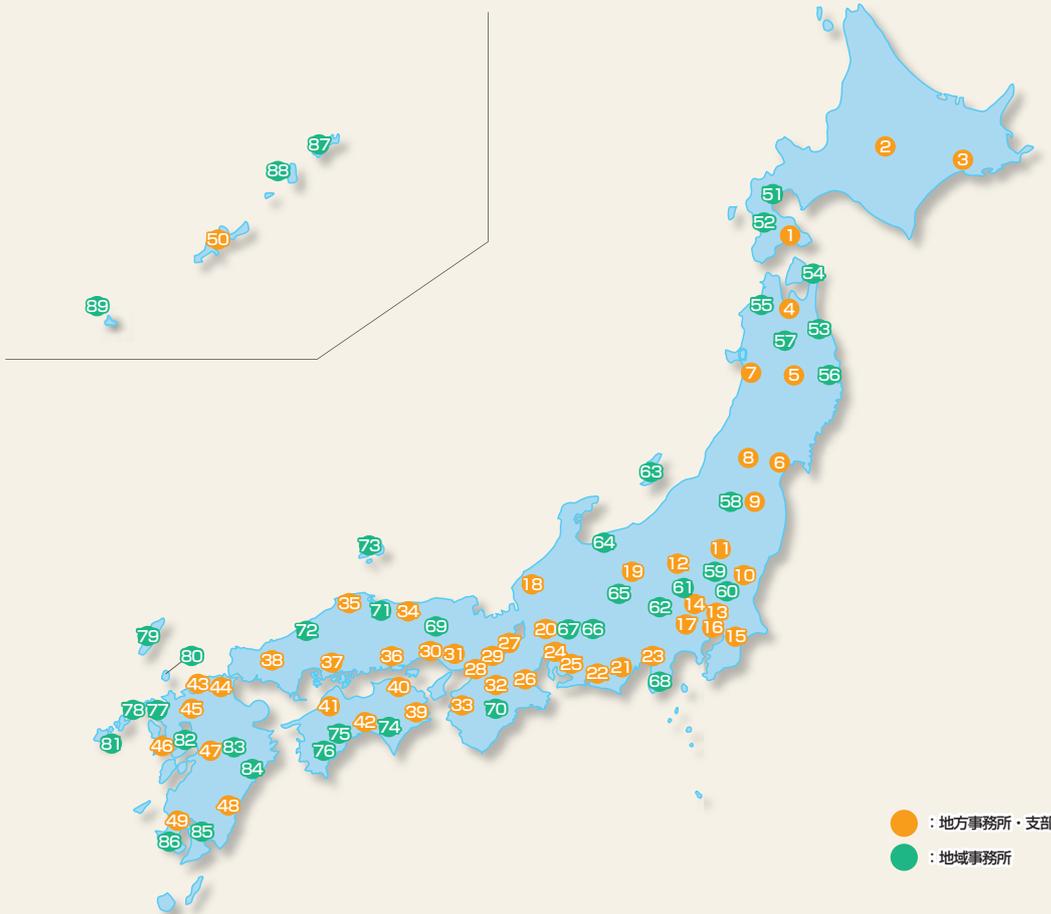
(1) 配置

常勤弁護士は、平成30年3月31日現在、合計215名となり、資料4-1のとおり、合計89か所の事務所（全国50か所の地方事務所・支部、39か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

各地の法テラスの法律事務所には、1名または複数名の常勤弁護士が配置されており、全国の配置数の合計は197名である（平成30年3月31日現在）。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧 (平成 30 年 3 月 31 日現在)



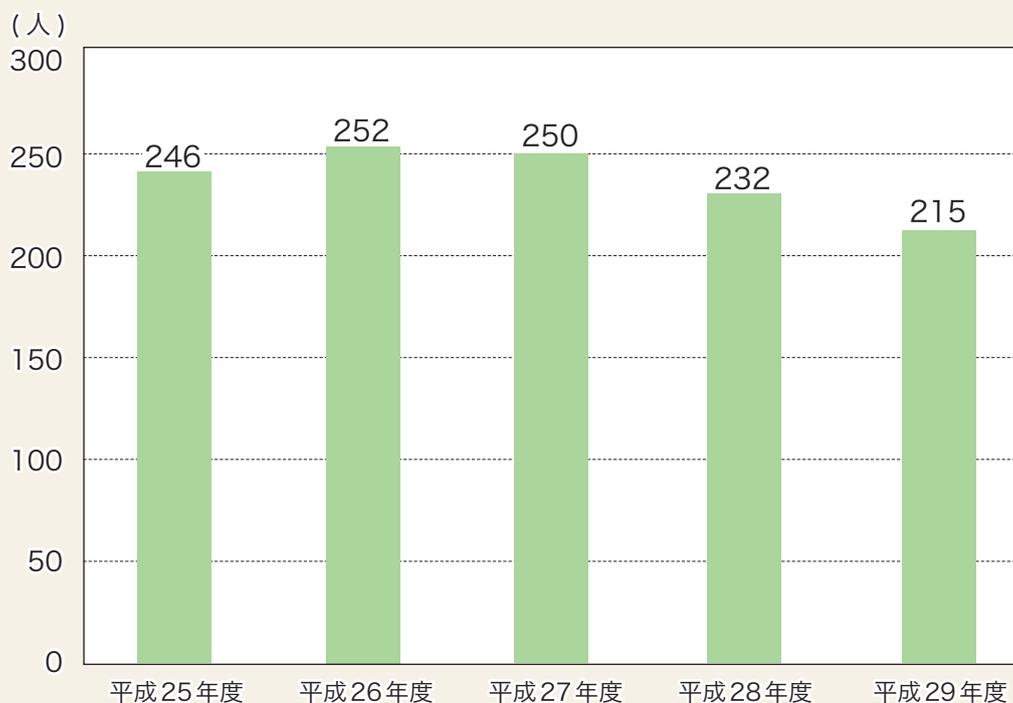
● : 地方事務所・支部
● : 地域事務所

地方事務所 (43か所)・支部 (7か所)			
1	函館地方事務所	2	26 三重地方事務所
2	旭川地方事務所	1	27 滋賀地方事務所
3	釧路地方事務所	1	28 大阪地方事務所
4	青森地方事務所	1	29 京都地方事務所
5	岩手地方事務所	1	30 兵庫地方事務所
6	宮城地方事務所	1	31 兵庫地方事務所阪神支部
7	秋田地方事務所	2	32 奈良地方事務所
8	山形地方事務所	1	33 和歌山地方事務所
9	福島地方事務所	2	34 鳥取地方事務所
10	茨城地方事務所	3	35 島根地方事務所
11	栃木地方事務所	1	36 岡山地方事務所
12	群馬地方事務所	1	37 広島地方事務所
13	埼玉地方事務所	10	38 山口地方事務所
14	埼玉地方事務所川越支部	3	39 徳島地方事務所
15	千葉地方事務所	8	40 香川地方事務所
16	東京地方事務所	18	41 愛媛地方事務所
17	東京地方事務所多摩支部	7	42 高知地方事務所
18	福井地方事務所	1	43 福岡地方事務所
19	長野地方事務所	1	44 福岡地方事務所北九州支部
20	岐阜地方事務所	3	45 佐賀地方事務所
21	静岡地方事務所	4	46 長崎地方事務所
22	静岡地方事務所浜松支部	3	47 熊本地方事務所
23	静岡地方事務所沼津支部	2	48 宮崎地方事務所
24	愛知地方事務所	2	49 鹿児島地方事務所
25	愛知地方事務所三河支部	4	50 沖縄地方事務所

地域事務所 (39か所)			
51	八雲地域事務所	2	71 倉吉地域事務所
52	江差地域事務所	2	72 浜田地域事務所
53	八戸地域事務所	1	73 西郷地域事務所
54	むつ地域事務所	2	74 安芸地域事務所
55	鱒ヶ沢地域事務所	1	75 須崎地域事務所
56	宮古地域事務所	1	76 中村地域事務所
57	鹿角地域事務所	1	77 佐世保地域事務所
58	会津若松地域事務所	1	78 平戸地域事務所
59	下妻地域事務所	2	79 対馬地域事務所
60	牛久地域事務所	2	80 壱岐地域事務所
61	熊谷地域事務所	3	81 五島地域事務所
62	秩父地域事務所	3	82 雲仙地域事務所
63	佐渡地域事務所	1	83 高森地域事務所
64	魚津地域事務所	2	84 延岡地域事務所
65	松本地域事務所	1	85 鹿屋地域事務所
66	中津川地域事務所	1	86 指宿地域事務所
67	可児地域事務所	3	87 奄美地域事務所
68	下田地域事務所	2	88 徳之島地域事務所
69	福知山地域事務所	1	89 宮古島地域事務所
70	南和地域事務所	2	

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施するものである。

この制度により、平成29年度は18名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生などを対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項などを配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する説明会を実施している。平成29年度には、合計36回にわたり説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士等からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士の募集案内を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内のURLを常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞った情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、早い段階から常勤弁護士への関心を促すために、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行うとともに、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

さらに、法テラスのホームページ及び法律・法務求人サイトにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

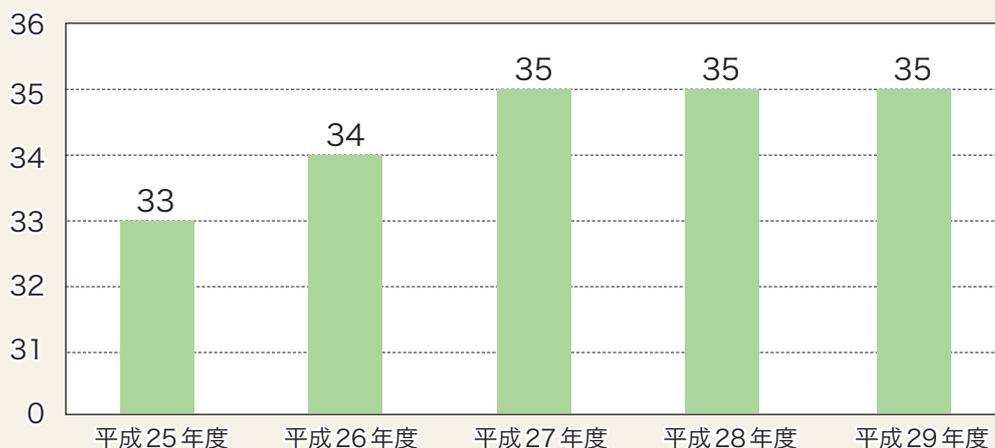
司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、地裁支部管轄単位で実働弁護士がいなかったり1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、また単位弁護士会・地方自治体など地域関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

(地域事務所数)



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士からノウハウなどを学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士のさらなる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした、専門研修を実施している。

特に、司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法を学ぶ研修などを実施している。

イ その他の研修

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における集合研修だけでは、研鑽を積むことが困難になりつつあることから、全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成30年1月18日～19日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、法テラスの業務、法テラスの運営理念について、スタッフ弁護士の業務支援について、ビジネスマナー講習、傾聴スキル講習、常勤弁護士の職務、業務上の各種手続・注意事項、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス 等
平成29年7月13日～14日 平成30年2月15日～16日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理、裁判官から見た弁護活動 等
平成29年11月17日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計手続、法律事務所のマネジメント、情報セキュリティ管理、赴任にあたっての手続・注意事項、スタッフ弁護士の担当事件から生ずる債権管理について 等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成29年4月21日 平成29年8月24日 平成29年12月15日	【裁判員裁判事例研究研修】 情状事件のケース・セオリー、争点整理の意義と予定主張、責任能力と方針決定、専門家証人に対する反対尋問、判決結果の評価、被害感情への対応、事実の争い、障害の位置付け 等
平成29年5月26日 平成30年2月6日	【裁判員裁判専門研修】 否認事件における弁護戦略と技術（反対尋問、冒頭陳述、最終弁論）、控訴審から見た刑事弁護 等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成29年8月3日～4日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、精神的問題を抱える当事者への対応、援助関係における困難について—精神分析と精神医学の視点—、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション 等
平成29年10月26日～27日	【赴任1年目業務研修（民事・刑事）】 労働事件演習、刑事演習、プレゼンテーション演習 等
平成30年2月25日～26日	【常勤弁護士専門研修（司法と福祉の連携）】 先進的地域の連携状況及び連携事例、当該地域における勉強会へのオブザーバー参加、ディスカッション 等
平成30年3月1日～2日	【赴任4年目専門研修】 民事事例研究、刑事演習、情報交換（ヒヤリハット事例、赴任地での苦労・工夫）等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック：福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東ABブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年4月14日～15日	消費者被害問題、高齢者・障害者の意思決定支援、死刑判決を受けて再審請求中の刑事弁護 等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年10月13日	医療センター副委員長から、茨城県における医療観察法の入院治療及び通院治療の件数の紹介、医療観察法病棟での入通院プログラム体制の説明、認知行動療法の解説 等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年10月13日～14日	伊豆市におけるソーシャルワークや、沼津での司法と福祉との連携事例を学び、福祉関係職者と共にグループワーク及び意見交換、各福祉施設の説明及び見学 等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年6月26日	兵庫県弁護士会の弁護士による犯罪被害者支援についての講習、告訴及び民事損害賠償請求の解説 等
平成29年11月8日	臨床心理士による性犯罪が起こる仕組みの解説及び事例の検討、臨床経験に基づく再犯防止プログラムについての講義 等
平成30年3月29日	地域生活支援センター職員による業務説明、更生支援計画を中心とした触法障害者の支援方法についての講義 等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年5月24日	不動産登記実務、商業登記実務の相異点の講義、外国人の離婚手続きの実務についての講義、離婚無効後の行政処分に対する審査請求事例を用いた対処法の検討 等
平成29年9月11日	法テラス本部業務経験のある検察官による常勤弁護士総合企画課長・財務会計課長の業務内容の説明及び検察庁における再犯防止、犯罪被害者支援の取組について 等
平成29年12月4日	各地域におけるスタッフ弁護士の在り方及び今後求められるスタッフ弁護士の役割について 等
平成30年3月9日	法テラス三河法律事務所、法テラス三重法律事務所での事例を使用した事例研究 等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年6月8日～9日	松江市社会福祉協議会職員による福祉関係機関と法曹との連携、福祉関係機関における法曹に対する意見交換、法テラス島根における具体的な連携事例の検討 等
平成29年11月30日～12月1日	母子生活支援施設職員及び山口県男女共同参画相談センター所長による各機関の業務説明、DV被害の事例検討 等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年6月1日～2日	被災地におけるスタッフ弁護士の役割について 等
平成29年11月30日～12月1日	佐賀県DV総合対策センター所長の臨床心理士によるDV被害者支援及び加害者の更生支援等のDV被害者支援に関する解説、国選弁護事件の実例検討 等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成29年4月7日～8日	刑事施設における司法アクセス及び監獄人権センターによる手紙相談の実践について 等
平成29年11月2日～3日	弁護士として知っておくべき法医学の知識、ファシリテーションスキルについて、模擬ケースを利用した実践及び意見交換 等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成29年5月12日～13日	児童家庭支援センター及び高知県中央児童相談所の業務説明及び具体的な活動報告、高知におけるスタッフ弁護士の在り方について報告、検討等
平成29年10月13日～14日	子ども食堂及び社会福祉士の業務説明、ひとり親家庭を中心とした貧困家庭についての講義、関係機関との連携手段及び地域包括支援センターとの意見交換等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOBなどを専門員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室ともに、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理などを行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を活用できるようにするため、日本弁護士連合会の協力を得て、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士などにもアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加してもらい、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスが行われるようにしている。